

三原市水道部建設工事条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市水道部が行う建設工事の条件付一般競争入札の実施に関し、三原市水道事業契約規程（平成17年水道事業管理規程第6号。以下「規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が130万円を超える工事とする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 対象工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 対象工事に係る業種について、三原市建設業者選定審査会規程（平成17年三原市訓令第41号。以下「審査会規程」という。）に基づく入札参加資格の審査を受けており、かつ、審査時における対象工事の業種に係る経営事項審査の総合評点が指定した数値である者又は等級格付けが指定した格付けである者
- (2) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、三原市建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）に基づく指名除外又は広島県の指名除外を受けていない者
- (3) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者
- (4) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、次に掲げる者が市税を滞納していないこと。
 - ア 個人の場合 その代表者
 - イ 法人の場合 法人及びその代表者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者
- (7) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた本店（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に定める主たる営業所をいう。以下同じ。）を三原市内に有する者。ただし、特に必要があると認める場合は、本店又は支店等を市内又は市外に有する者とすることができる。
- (8) 予定価格に応じ次に定める者
 - ア 予定価格が1億5千万円以上である場合は、対象工事と同種・同規模の工事の元請けとしての施工実績を有する者。（原則として直近10年以内の実績とする。共同企業体の構成員としての実績の場合にあつては、出資比率が20%以上の実績とする。ただし、予定価格3億円以上の場合にあつては、出資比率60%以上とする。）
 - イ 予定価格が1億5千万円未満である場合は、対象工事の内容に応じ、管理者が必要と認めるときは、別に定める施工実績を有する者

(9) 対象工事に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者。ただし、予定価格が1億5千万円以上であるときは、対象工事に必要な監理技術者の資格及び経験（原則として直近10年以内の経験とする。）を有する者を専任で配置できる者

(10) 前各号に掲げるもののほか、対象となる工事ごとに管理者が特に必要と認めて定める要件を満たしていることと認められる者

2 共同企業体に工事を発注する場合は、三原市水道部建設工事共同企業体取扱要綱に定めるもののほか、構成員が前項各号に掲げる入札参加資格要件を有する者でなければならない。

（入札参加資格要件の決定等）

第4条 管理課長は、対象工事を発注する工事主管担当課長と協議の上、規程第10条に規定する公告案を作成し、三原市水道部条件付一般競争入札業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 当該工事の入札参加資格要件は、委員会の議を経て、三原市水道部事務決裁規程（平成17年水道事業管理規程第2号）に定める決裁権者が決定する。

（公告）

第5条 管理者は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、対象工事の概要、入札参加申請の手続き及び技術資料の記載方法について定め、規程第9条の規定に基づき公告するものとする。

（設計図書の閲覧及び貸出し）

第6条 設計図書の閲覧は、公告に定める期間に行う。

2 設計図書の閲覧を希望する者は、管理者へ設計図書閲覧申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 設計図書は、入札参加予定者のうち、希望する者に対して貸し出しを行う。

4 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（様式第2号）によって受け付け、質問に対する回答は閲覧に供する。

（入札手続）

第7条 入札等の手続は、三原市水道事業電子入札実施要領（平成22年9月1日施行。以下「電子要領」という。）に基づき執行するものとする。

（入札の参加申請）

第8条 入札参加希望者は、対象工事の公告に定める期限までに、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 条件付一般競争入札参加希望書（様式第3号）

(2) 誓約書（様式第4号）

2 対象工事の入札参加希望者は、公告に定める資格要件に応じ、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第8号イの工事であって、管理者が参加資格要件を別に定めるときは、次の各号の全部若しくは1号を除く各号の全部又はその書類の一部を省略することができる。

(1) 施工実績調書（様式第5号）

(2) 配置予定技術者の資格・施工実績調書（様式第6号）

(3) その他必要な書類

（入札参加の通知等）

第9条 管理者は、前条に掲げる書類を受理したときは、その旨を条件付一般競争入札参加資格審査結

果通知書（様式第7号）によって、公告に定める期限まで入札参加希望者に通知するものとする。

- 2 管理者は、入札参加希望者が第3条に掲げる入札要件に該当しないと認めたときは、当該入札参加希望者を入札に参加させてはならない。
- 3 管理者は、前項の規定により、入札に参加させないときは、当該入札参加希望者にその旨を説明しなければならない。

（入札手続）

第10条 入札参加者は、工事の入札に参加するときは、工事費内訳書を入札書に併せ提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書換え、引換え、若しくは撤回することができない。

（落札決定）

第11条 管理課長は、電子要領に基づき開札処理するものとする。

- 2 電子入札システムを使用して入札書及び電子要領第11条第1項の工事費内訳書の提出があった場合、併せて一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、電子要領に基づき適切な処理をとるものとする。
- 3 管理課長は、最低制限価格制度（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者を決定する工事をいう。）の対象工事にあつては、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格を下回らない価格で入札を行った者のうち、最低入札者を落札者として選定した後、当該開札処理を終了するものとする。
- 4 前項の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって第一順位の者を落札者として選定するものとする。
- 5 管理課長は、開札後、三原市水道部低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）第4条の調査基準価格を下回る価格で入札があったときは、低入札要領第6条の規定により、調査の上後日落札決定する旨の宣言を行い、落札決定を保留し、当該開札処理を終了するものとする。

（無資格者への理由説明）

第12条 管理課長は、入札参加資格がないと認めた者から要請があれば、その理由を説明しなければならない。

（入札結果の公表）

第13条 管理者は、条件付一般競争入札に付した工事については、入札結果等を閲覧に供するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

設計図書閲覧申請書

年 月 日付けで入札公告のあった、次の工事に係る設計図書の閲覧を申請します。

工 事 名

工事場所

年 月 日

三原市水道事業
三 原 市 長 様

住 所
商号又は名称
申請者氏名
電 話 番 号

印

様式第2号（第6条関係）

設計図書に対する質問・回答書

年 月 日

三原市水道事業
三 原 市 長 様

住 所
商号又は名称
申請者氏名
電 話 番 号

工 事 名
工事場所

質 問 事 項	
回 答	

（注）質問に対する回答は、水道部ホームページに掲載します。

様式第3号（第8条関係）

条件付一般競争入札参加希望書

年 月 日

三原市水道事業
三 原 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日付けで入札公告のあった、

に係る条件付一般競争入札に参加したいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

また、この入札参加希望書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、申請後、三原市の指名除外基準に該当する場合又は指名留保を受けた場合は、当該工事の入札を辞退します。

[添付書類]

- 1 誓約書（様式第4号）

様式第4号（第8条関係）

誓約書

年 月 日から入札参加希望書提出日までのいずれかの日においても、広島県又は三原市の建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外、又は建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていないこと、及び市税を滞納していないことを誓約します。

年 月 日

三原市水道事業
三原市長様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

様式第5号（第8条関係）

施工実績調書

工事实績の条件：

（注：上記施工実績を証明できる書類の写しを添付すること。）

工事名称	
発注機関	
施工場所	
契約金額	
工 期	
受注形態	
工事規模	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

三原市水道事業
三 原 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

様式第6号（第8条関係）

配置予定技術者の資格・施工実績調書

配置予定者の氏名	
資格・免許	

（注）資格等を証明できる書類の写しを添付すること。

工事実績の条件：

工事名称	
発注機関	
施工場所	
契約金額	
工 期	
受注形態	
工事規模	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

三原市水道事業
三 原 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

様式第7号（第9条関係）

条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

三原市水道事業
三原市長
(水道部管理課)

年 月 日付けで申請のあった、条件付一般競争入札参加希望について、入札参加資格審査の結果を次のとおり通知します。

工 事 名		
工 事 場 所		
入 札 日 時 入 札 場 所		
	有 ・ 無	
入 札 参 加 資 格 の 有 無	入札参加資格がないと認めた理由	

(注) 入札参加資格がないと通知されたものは、三原市水道部に対してその理由説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、通知を受けた日から3日以内にその旨を記載した書類を持参により提出してください。